

別冊2

三重県教育施策大綱（案）

（令和5年度～令和8年度）

令和5年 月
三 重 県

三重県教育施策大綱（案） 目次

<大綱の位置づけ>	1
<大綱の期間>	1
教育施策の基本的な考え方	
はじめに	1
子どもたちは三重の宝	1
社会の変化を見据えた教育の重要性	1
三重に根ざした教育	2
社会総がかりでの教育	2
学校における学び	2
1 子どもたちの未来をひろげるために	3
いじめ問題の克服	3
子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり	4
誰もが安心して学べる環境づくり	4
学校安全の推進	4
2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために	5
家庭教育の支援	5
幼児期における取組	5
学校における取組	6
3 豊かな社会を創っていく力を育むために	7
学力等の資質・能力の育成	7
自律した学習者の礎づくり	8
豊かな人間性の育成	8
主体的に社会の形成に参画する態度の育成	8
グローバル教育の推進	8
読書・文化芸術活動の推進	9
これからの部活動	9
4 さらに充実した教育の提供をめざして	10
教職員の資質・能力の向上	10
教職の魅力向上	10
「チームとしての学校」	10
ＩＣＴの活用	11
地域との連携・協働	11
5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして	12
社会・地域のニーズに対応した学び	12
自己実現に向けた学び	12
高等教育機関の役割	12
参考資料	13

三重県教育施策大綱（案）

＜大綱の位置づけ＞

「三重県教育施策大綱」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき、三重の教育等に関する施策を推進するために知事が定めるものです。

＜大綱の期間＞

令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までとします。

教育施策の基本的な考え方

はじめに

（子どもたちは三重の宝）

- 子どもたちは、一人ひとりかけがえのない存在であり、生まれながらにして豊かに育つための権利があります。子どもたちには自ら育つ力と多くの可能性があり、一人ひとりが力を発揮して豊かに育つことができる社会をつくっていく必要があります。
- 本県の未来を明るいものとし、持続可能な地域とするためには、三重の未来を担う子どもたちを守り健全な育成を図ることが重要です。子どもたちのかけがえのない命が、児童虐待、いじめ等で奪われることのないよう、未然防止の取組を進めるとともに命の尊さについて理解を深める必要があります。

（社会の変化を見据えた教育の重要性）

- 人口減少が進み、変化の激しい時代において、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の重要性はますます高まっています。
- 自ら学び、考え、多様な人びとと協働しながらさまざまな課題に主体的に向き合うことで、社会的変化を乗り越える力を育み、持続可能な社会の創り手となる教育の充実が求められます。

- グローバル化やデジタルトランスフォーメーション¹の進展等により、社会の変化が加速度を増しています。地球規模の課題についても、私たち一人ひとりの課題として捉え行動していくことが望まれるとともに、人ならではの感性を働かせ、よりよい解を生み出していく力が一層強く求められます。

(三重に根ざした教育)

- 三重は、古くから海・山の豊かな食材に恵まれた自然豊かで風光明媚な地域である「美し国」として、街道を通じた人、物、情報の交流により発展してきました。このように、三重では、多様な交流を通じて、異なる文化や優れた知見を積極的に取り入れてきた歴史があり、さまざまな交流の中で培われた「包容力」や「多様性」が県民の皆さんのが持つ特質や優位性と言えます。こうした特質や優位性を生かした、三重に根ざした教育活動を進めます。
- 三重に根ざした教育の推進においては、将来世界で活躍する者にも、三重の地で生き郷土の未来を担う者にも、心の根底に生まれ育ったふるさと三重に愛着やほこりを持ち、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育んでいきます。

(社会総がかりでの教育)

- 一人ひとりの学びを支えていくという認識を学校・家庭・地域などが共有し、相互に連携・協働しながら、子どもたちを育む学校づくりや子どもたちが安心して活動できる居場所づくりに社会総がかりで取り組みます。
- また、家庭の経済的な状況など子どもたちが生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望をもって健やかに育つことのできる環境の整備や子どもたちが安心して学べる場づくりを進めるとともに、一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を発揮することができる社会の実現をめざし取り組んでいきます。

(学校における学び)

- 学校は、学習機会と学力を保障するという役割や全人的な発達・成長を保障する役割、居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割を担っていくとともに、学校教育ならではの協働的な学び合いやリアルな体験をとおした学びを大切にした活動を進めます。

¹ デジタルを活用することにより、時間短縮や付加価値の向上を実現し、暮らしやしごとをより良いものにすること。

1 子どもたちの未来をひろげるために

全ての人の人権が尊重され、誰もが個性や能力を発揮していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現に向けて、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することが大切です。こうした中、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、全ての子どもたちの学びを保障することが重要です。

(いじめ問題の克服)

- 本県では、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が年々増加²していますが、今なお、いじめを受けた子どもの心身に重大な影響を及ぼす事案が発生しています。いじめの問題は、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの問題と根底で重なるところがあり、いじめの問題への対応では、社会の教育力や成熟度が問われます。こうした認識の下、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、子どもたちに関わる大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ってそれぞれの責務や役割を果たし、いじめの防止等に取り組みます。
- いじめ問題の克服に向けて、「いじめをしない、させない心」を育むとともに、多様性を認めたり、ルールを尊重したりする社会性を身につける取組を進めます。また、子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めるとともに、子どもたちが示すSOSを見逃さないという姿勢を持ち、ささいな変化であってもいじめではないかとの疑いを持って関わることで、積極的な認知を一層進め、早期発見や早期対応、深刻化の防止につなげます。さらに、いじめの加害者への指導にあたっては、いじめは絶対に許さないという毅然とした対応を徹底し、自らの行為の責任を自覚させつつ、いじめの加害者が抱える問題の解決を図り、再発防止と成長支援につなげます。

² 令和3年度における本県（公立学校）のいじめの認知件数は4,268件で、令和2年度と比較すると全体で504件増加しています。また、児童生徒1,000人あたりの認知件数は24.8件で、全国平均の47.7件を大きく下回っています。（令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）

(子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり)

- 学校、家庭、地域、企業、団体などのさまざまな主体が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、家庭や学校とは異なる対人関係の中で豊かな人間性を育んだり、困難に直面した際に支援を求めたりできるよう、「子どもの居場所」づくりを進めます。

(誰もが安心して学べる環境づくり)

- 特別な支援を必要とする子どもたち、外国につながる子どもたち、不登校の状況にある子どもたちなど、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばすことができるよう、誰もが安心して学べる環境を整えます。また、貧困の連鎖を防ぐ取組を進めるほか、児童虐待、ヤングケアラー³など、支援を必要とする子どもたちの早期発見・対応などの対策を進めます。さらに、性的指向・性自認の多様性について、教職員の正しい理解を促進し、きめ細かな対応につなげます。

(学校安全の推進)

- 子どもたちの命を守り、子どもたちが安全・安心に学べるよう、防災教育や通学時の安全対策、防犯対策など学校安全の取組を推進します。

³ 一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために

子どもたち一人ひとりが自他のかけがえのない価値を認識しながら、多様な人びとと協働し、さまざまな分野に積極的に挑戦し、自分の可能性を伸ばすことができるようしていくためには、自己肯定感⁴を高めることが重要です。そのためには、自らが受け容れられているという実感を持つことや自らの力の向上に向けて努力して達成感を得ること、自分と向き合ったり、互いに認め合ったりする経験を重ねることなどが大切です。

こうした自己肯定感は、人の役に立つ経験、人から認められる経験など、他者との関わり合いをとおして育むことが大切です。また、子どもたちのこだわりやここを見てほしいという思いを受け止め、その子どもの努力や工夫を丁寧に見取ることが重要です。

あわせて、子どもたちを支える保護者や教職員、地域住民等が、子どもたちのいきいきとした成長に関わることを通じて、自分たちの自己肯定感を高めることができるような関係をめざすことが大切です。

(家庭教育の支援)

- 家庭において、子どもたちが保護者等から受容され、他人に対する思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付けられるよう、社会全体で家庭教育や子どもの豊かな育ちを支えるとともに、地域のさまざまな主体と連携して、「教育の原点」である家庭教育の支援の充実を図ります。

(幼児期における取組)

- 幼児期には、家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、心身の調和の取れた発達の基礎を培えるよう、主体的な活動や遊びの充実を図ります。

⁴ 一般的には、「自己肯定感」は、「自尊感情」、「自己有用感」などと表現されることもあります。「三重県教育施策大綱」では、自分自身に対する肯定的な気持ちを「自己肯定感」という用語で広くとらえています。

(学校における取組)

- 学校では、リアルな体験を通じて学ぶことの重要性にも留意し、子どもたちが達成感を味わい、自信ややる気にもつながる、「できた」、「分かった」という実感が得られる授業や、自分や他者のよさに気づくことにつながる仲間との交流や多様な人びとの協働の機会、子どもたちが主体的に学校生活をよりよくする活動などの充実を図ります。また、つまずきや思うようにいかない状況などをしなやかに受け止め、対応する力を育みます。
- その際、学校が異なる立場や考え方、価値観を持った人びとが集う場であるからこそ、お互いの考え方や感性等に触れて刺激し合う中で、一人ひとりのよさを生かしながら、より深い学びを生み出すことができるという視点を持って教育活動を進めます。

3 豊かな社会を創っていく力を育むために

社会が大きく変化する中、求められる資質・能力も変化しています。そのような社会で、変化を前向きに受け止め、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考えることや、多様な人びとと協働することなどを通じて、持続可能な未来を創っていく力を身につけていくことが大切です。

子どもたちには、「何を知っているか、何ができるか」だけではなく、「知っていることやできることをどのように使うか」や「どのように社会と関わり、よりよい人生を送るか」という視点を重視しながら、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を一体的・調和的に育むことが重要です。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期における教育のさらなる充実が求められるとともに、小学校との円滑な接続に向けた取組を進めが必要です。

(学力等の資質・能力の育成)

- 資質・能力をバランスよく育成するため、個々の子どもの状態をより丁寧に把握し、一人ひとりに応じた学びや協働的な学びの充実を図ります。子どもたちが学力を確実に身につけることができるよう、子どもたちの学力や学習状況⁵を把握・分析し、子どもや学校の実態に応じて補充的な学習や発展的な学習を取り入れるなど、さらなる授業改善や効果的な指導体制づくりの取組を進めます。あわせて、目標の達成に向けて粘り強く取り組む力や、自己の感情や行動をコントロールする力、他者と協働する力などのいわゆる非認知能力を育成するという視点を持って教育活動を進めます。

⁵ 令和4年度全国学力・学習状況調査の教科に関する調査の結果では、平均正答率が全国平均を上回った教科が、小中学校合わせた6教科中1教科（中学校数学）にとどまりました。一方で、平均無解答率は、全ての教科で全国平均より少ない状況でした。

(自律した学習者の礎づくり)

- 自ら定める目標に向けて必要な学習内容や方法を決定し、学習状況等を振り返りながら、必要に応じて改善を行い、学び続けていく「自律した学習者⁶」の育成をめざします。子どもたちが生涯にわたり、能動的に学ぶ姿勢を身につけることができるよう、学ぶ意義や目的についての理解を促すとともに、自分なりの学び方を工夫できる力を育むための教育を進めます。

(豊かな人間性の育成)

- 人権への理解と深め、自他の人権を守る実践行動ができるようにするとともに、自己肯定感や命を大切にする心、他者を思いやる心、公共心、規範意識を高め、よりよく生きようとする意欲と態度を身につけられるよう、人権教育や道徳教育、さまざまな体験活動を進めます。

(主体的に社会の形成に参画する態度の育成)

- 将来自立した社会人となるための基盤をつくり、主体的に社会の形成に参画する態度を育み、よりよい社会の創り手の育成や本県の未来の創造に関わる意識の醸成につなげていくため、キャリア教育⁷や主権者教育を進めます。

(グローカル⁸教育の推進)

- 子どもたちがグローバルな視野や志を持ちながら、地域にあっても、世界にあっても活躍できる力を身につけるため、国際的な交流活動を進めるとともに、三重への愛着や誇りを育む郷土の伝統や文化、産業に関する教育を地域と連携して進めます。

⁶ 「三重県教育施策大綱」では、子どもたちが社会で自立するためには、「自ら考え、判断・決定し、行動する力（自律する力）」や、「自分を律しながら学び続ける姿勢」が大切であるという想いを込め、「自律した学習者」としています。

⁷ 一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけることをとおして、社会の中で役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

⁸ グローバル（global）とローカル（local）からの造語。国境を越えた地球規模の視野と、草の根の地域の視点で、さまざまな問題をとらえていく考え方。

{
（読書・文化芸術活動の推進）

- 子どもの読書活動は、想像力を育み、感性を磨き、表現力等を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築きます。子どもの読書習慣を形成できるよう、学校図書館の整備充実や読書機会の確保、読書活動の普及啓発などの取組を進めます。また、文化芸術を通じて、子どもたちの豊かな心の育成を図るため、文化芸術に触れる機会や、郷土の文化等を学ぶ機会を充実させる取組などを進めます。

（これからの部活動）

- 部活動は、体力や技能の向上に加え、好ましい人間関係の構築や、責任感、連帯感の育成に資するなど人間形成の機会でもあることから、持続可能な運営体制の構築に向けて、効率的・効果的な活動や、部活動の地域連携・地域移行に向けた段階的・計画的な環境整備など、部活動改革の取組を進め、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保につなげます。

4 さらに充実した教育の提供をめざして

技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く状況が変化する中、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばすため、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、子どもたちの学びを支える環境を整えることが重要です。

(教職員の資質・能力の向上)

○ 教職員が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、自律的に新しい知識や技能を学び続ける姿は、子どもたちにとって重要なロールモデルとなります。また、教職員が子どもたち一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支える伴走者としての役割を果たすことは、子どもたち一人ひとりが自分自身のよさや強みを生かして学びを深めることにつながります。このため、教職員が教職生活全体を通じて学び続けることができるよう、多様な学びの機会を提供します。

(教職の魅力向上)

○ 教職は、子どもたちの人生に影響を与え、成長を実感できる喜びを感じられる仕事です。教職員の長時間労働が課題⁹となる中、教職員が子どもと向き合う時間や授業改善に取り組む時間を確保し、日々の生活を充実しつつ教職人生を豊かなものにすることは、自らの自己肯定感や人間性、創造性を高め、よりよい教育活動につながります。そこで、教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、教職員の業務負担の軽減などに取り組み、学校における働き方改革を進め、本県における教職の魅力の維持向上を図ります。

(「チームとしての学校」)

○ 子どもたちが安全・安心に学ぶとともに、必要な資質・能力を身につけることができるよう、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、教職員と各分野に専門性を有する多様な人材がそれぞれの役割を担い、連携して子どもたちを支援する「チームとしての学校」の体制整備を一層進めます。

⁹ 令和4年度における時間外労働が月45時間を超える教職員の月平均人数と全ての教職員に対する割合は、小学校で約648人(9.3%)、中学校で約1,070人(28.2%)、県立学校で約422人(9.3%)となり、令和3年度と比べて増加しましたが、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等がなく通常の状況であった令和元年度との比較では、小学校で49.5%減、中学校で27.9%減、県立学校で22.1%減となっています。

(ICT¹⁰の活用)

- 全ての子どもたちの可能性を伸ばす一人ひとりに応じた学びと多様な人びと協働した学びをより効果的に進めるため、ICTをこれまでの教育実践と適切に組み合わせて有効に活用するとともに、ICTを活用した校務の効率化の取組を進めます。また、ICTを使用することによる影響に留意しつつ、子どもたちがデジタルリテラシー¹¹を身につけ、自分で考え方行動できる力を育みます。

(地域との連携・協働)

- コミュニティ・スクール¹²や地域学校協働活動¹³、探究活動、キャリア教育・職業教育等を通じ、学校と地域との連携・協働を一層推進することにより、子どもたちの成長を支えるとともに、これから地域社会や産業を担う人材の育成につなげます。

¹⁰ Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

¹¹ デジタル技術に関する知識やデジタル機器・サービスを利用する能力。

¹² 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともににある学校づくり」を進める地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づいた仕組み。

¹³ 幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動。

5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして

人生 100 年時代をより豊かに生きるため、一人ひとりが生涯にわたって必要な学習を行い、個人の生活や地域・社会での活動に生かし、このことが生きがいとなって新たな学びへの意欲に結びつくような、学びと活動の持続的な好循環を実現していくことが重要です。また、そのような大人の姿を見て、子ども自身も自律した学習者としてのイメージや自己の将来のイメージを持ち学習意欲が高まることも期待されます。

(社会・地域のニーズに対応した学び)

- 人生をより豊かにするための学び直しの機会であるリカレント教育¹⁴や、義務教育を受ける機会を実質的に保障する夜間中学での学びなど、あらゆる世代の誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる学習基盤の充実を図るとともに、その学びを地域・社会に生かし続けることができる環境づくりを進めます。また、社会の持続的な発展を支える観点から、半導体やデジタル分野等における専門人材の育成などを進めます。

(自己実現に向けた学び)

- イノベーション人材をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が指摘される中、リカレント教育やリスキリング¹⁵の重要性が指摘されています。スキルを身につけることは自己実現にもつながると考えられます。デジタル化の進展や産業構造の変化が加速する中、本県においても県内高等教育機関のリソースを活用したリカレント教育に係る取組を促進するとともに、人びとが学び続ける機会を提供します。

(高等教育機関の役割)

- 高等教育機関は、高度な専門的知識を有する人材を地域に輩出するとともに、教育と研究の成果を社会に還元する地域貢献を実施することが求められています。

今後、人口が減少していく中で、高等教育機関の役割はさらに重要性を増していくと考えられ、県内高等教育機関の特色を生かした地域との連携を促進し、地域の担い手の育成・確保など地域の活力の維持・発展につなげていきます。

¹⁴ 社会に出た者（社会人）が教育機関に入り直して改めて教育を受け入れるということ、および、そうした活動を支援する制度や取組。

¹⁵ 新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する／させること。

教 育 施 策

(「みえ元気プラン」からの抜粋)

三重県教育施策大綱に掲げた5本の柱に関連する施策について、「みえ元気プラン」から抜粋してお示しします。

1 子どもたちの未来をひろげるために		関連施策
いじめ問題の克服		12-1②、14-1②、14-4①②③④、14-6①
子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり		14-6①、15-1①③
誰もが安心して学べる環境づくり		12-1②、12-3①②、14-3①②、14-5①②、14-6①、15-1③④、15-3①②
学校安全の推進		1-2④、12-1②、14-3②、14-5③、14-6①④
2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために		関連施策
家庭教育の支援		14-6①、15-1①②
幼児期における取組		14-6①、15-2①
学校における取組		1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-4①、14-5①②、14-6①
3 豊かな社会を創っていく力を育むために		関連施策
学力等の資質・能力の育成		1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-5①②、14-6①
自律した学習者の基礎づくり		1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-5①②、14-6①
豊かな人間性の育成		12-1②、14-1②、14-4①、14-6①
主体的に社会の形成に参画する態度の育成		14-2①④、14-3①②、14-5①②、14-6①
グローバル教育の推進		7-4②、14-2①②、14-6①、16-1②
読書・文化芸術活動の推進		14-1②、14-2②、14-6①、16-1①②③④
これからの部活動		14-1②③、14-6①②
4 さらに充実した教育の提供をめざして		関連施策
教職員の資質・能力の向上		1-2④、14-3①②、14-4④、14-5①③、14-6①②、15-2①
教職の魅力向上		14-6①②
「チームとしての学校」		1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-4①②③④、14-5①②③、14-6①②③④、15-1③、15-2①
I C T の活用		1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-4①②③④、14-5①②③、14-6①②③④、15-1③、15-2①、16-1②④
地域との連携・協働		1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-4①②③④、14-5①②③、14-6①②③④、15-1③、15-2①、16-1②④
5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして		関連施策
社会・地域のニーズに対応した学び		7-2②、8-1①②③、8-2②、10-1①、14-5②、16-1②③④
自己実現に向けた学び		7-2②、8-1①②③、8-2②、10-1①、16-1②④
高等教育機関の役割		8-1③

※①②③④は、基本事業の番号です。

施策1-2 地域防災力の向上

施策の目標

(めざす姿)

地域や学校における防災に関する取組が継続的に行われることで、夜間に地震や突発的な豪雨が発生した場合など通常より避難が困難な状況であっても、すべての避難を必要とする人が適切に避難できる地域づくりが進むとともに、災害を「我が事」としてとらえ自ら進んで防災情報をホームページ等から収集するなど県民の皆さんのが防災意識が高まり、日ごろから災害への備えが進んでいます。

(課題の概要)

人口減少と高齢化の一層の進展により、地域の防災活動を担う人材が不足するとともに、災害時の避難行動に支援を要する人が増加し、地域における日ごろからの災害への備えが求められています。

現状と課題

- 年々発生が切迫している南海トラフ地震や頻発する豪雨による水害や土砂災害に備えるため、県民の防災意識を高め、地域の防災活動を担う防災人材の育成・活用など、地域防災力の向上に向けた取組を進める必要があります。
- 南海トラフ地震が発生すると、県内で最大約53,000人の死者が生じ、そのうち8割は津波による被害と想定されています。また、東日本大震災や近年他県で発生した豪雨災害では、高齢者や障がい者など避難に際して支援を必要とする人が多く犠牲になりました。こうしたことふまえ、県民の適切な避難に向けた取組を促進するとともに、高齢者や障がい者など避難行動要支援者の避難対策を進める必要があります。さらに、避難所に避難した後も健康で安心して過ごせるよう、適切な避難所の環境と運営を確保する必要があります。
- 大規模災害が頻発する中、被災地の早期復旧には、ボランティアやNPO等による支援が必要です。大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有するNPO等が、円滑かつ効果的に支援活動ができる環境を充実・強化していく必要があります。
- 南海トラフ地震や津波、年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害から子どもたちが自分の命を守る力を身につけるため、学校における防災教育を推進する必要があります。また、災害時に子どもたちが地域の一員として行動できる力を育成するとともに、学校教育を速やかに復旧させられるよう、教職員の災害対応力を高める必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：災害に強い地域づくり

南海トラフ地震や豪雨による水害・土砂災害など「必ず起ころ」災害に備え、地域防災力の向上を図るため、「みえ防災・減災センター」と連携して、県民の防災意識の醸成に取り組むとともに、次代を担う若者を防災人材として育成し、その若者が他の多くの若者を巻き込みながら地域の防災組織等に参画するようつなげることにより、災害に強い地域づくりを進めます。

■ 基本事業2：災害から命を守る適切な避難の促進

災害時に県民一人ひとりの命を守るため、日ごろから気象や避難に係る防災情報の理解や備蓄、避難路の確認など事前の備えを促進するとともに、新たなデジタル技術も活用しながら、適切な避難に必要となるきめ細かな防災情報を多様な媒体により迅速に提供します。また、避難行動要支援者の個別避難計画の作成やあらゆる避難者に配慮した避難所運営、津波避難施設の整備など、適切な避難に向けた市町の取組を支援します。

■ 基本事業3：災害ボランティアの活動環境の充実・強化

「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画し、市町・県・市町社会福祉協議会、県内外のボランティアやNPO等との連携を進めるとともに、それら関係者間の顔の見える関係づくりやセミナー等を通じて、市町における受援体制が充実されるよう支援します。また、「三重県災害ボランティア支援および特定非営利活動促進基金」を活用し、NPOが迅速な活動を展開できるよう支援します。

■ 基本事業4：学校における防災教育の推進

子どもたちが自分の命を自分で守る力を身につけられるよう、デジタルコンテンツを含む防災学習教材の充実や教職員の防災教育の指導力向上に取り組むとともに、子どもたちの発達段階や地域の状況に応じて、防災訓練や防災学習の取組を進めます。また、子どもたちが災害時に地域の支援者として行動できるよう、平常時から学校と家庭・地域が連携した取組を推進するとともに、災害時の学校の早期再開を支援するため、災害対応力を備えた教職員により構成される災害時学校支援チームの強化に取り組みます。

政策1 防災・減災、県土の強靭化

主担当部局：防災対策部

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数	—	29 市町	夜間の避難を想定し、訓練や避難路の確認等を新たに実施した市町数
県が防災情報を提供するホームページのアクセス数	3,215千件	3,375千件	県が防災情報を提供するツールである防災みえ.jpのホームページのアクセス数
津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取り組んだ市町数	—	19 市町	津波避難タワーをはじめとする一時避難施設の整備など、津波浸水想定区域内19市町の全ての要避難者が確実に避難できるよう、今後5年間で新たな対策に取り組んだ市町数
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	75.0%	100%	家庭や自主防災組織、自治会などと、防災訓練などの取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合

施策7-2 ものづくり産業の振興

施策の目標

(めざす姿)

社会経済情勢の変化に的確に対応し、競争力や事業継続力を維持するため、自動車関連産業、電子部品・電気機械産業、航空宇宙産業をはじめとするものづくり企業における新たな製品開発や事業化が進んでいます。また、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、革新的なエネルギー高度利用技術の促進が図られているとともに、新エネルギーの導入促進や、環境に配慮した効果的なエネルギー利用が進んでいます。

(課題の概要)

ものづくり企業をはじめ、県内企業が脱炭素化といった社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、国際競争力や事業継続力の強化に加え、成長産業の育成、デジタル技術の活用など、企業変革力を高めていくことが求められています。また、三重県の地域特性を生かした新エネルギーについて、環境や住民生活に十分配慮しながら導入促進を図る必要があります。

現状と課題

- サプライチェーン全体での脱炭素に寄与する取組を実施することが強く求められています。特に、本県の基幹産業である自動車関連産業においては、電気自動車をはじめ次世代自動車分野の成長により、部品の種類の変化、部品点数の減少、サプライチェーンの変化をはじめ、産業構造の変化に的確に対応していくことが求められています。また、脱炭素社会の実現をめざす上で必要とされる新たな成長産業を育成し、雇用の創出を図るとともに、地域経済の持続的な成長につなげていく必要があります。
- 自動車関連産業、電子部品・電気機械産業、航空宇宙産業をはじめとする本県ものづくり産業が、社会経済情勢の変化に的確に対応し、事業継続力や競争力の強化を図っていくために、県内ものづくり企業の技術開発の促進や、産学官連携等の推進、知的財産の活用等の取組を進める必要があります。
- 四日市コンビナートは、汎用的な化学製品から高機能素材等に至る様々な製品の供給を通じて、戦後の我が国経済の発展と地域の雇用を支えてきましたが、脱炭素社会の実現に向けて、事業構造の変革など抜本的な対応が求められています。このため、コンビナート全体の視点に立ち、四日市市や地域企業等と方向性を合わせた取組を推進していく必要があります。
- 「三重県新エネルギービジョン」に基づき、エネルギーの地産地消、環境・エネルギー関連産業の振興、エネルギー関連技術を生かした地域づくり、省エネの推進に取り組んでいます。
- 三重県の地域特性を生かした太陽光発電や風力発電などの新エネルギーについて、環境や住民生活に十分配慮し、地域との共生が図られながら、導入促進を図る必要があります。併せて、IoT・AIの活用等により、さらなる効率的なエネルギー利用の推進とともに、需要に対応したエネルギーの安定供給が求められます。
- ヘルスケア産業においては、少子高齢化の進展や新しい生活様式への適応等による新たな需要への対応が求められており、関連企業は変革を迫られています。こうした中、ものづくり県である本県内に立地する企業が持つ技術・ノウハウを生かしながら、医療・介護だけでなく予防や健康づくりも含めた新たな製品・サービス・技術の創出に向けた企業の取組を支援し、ヘルスケア産業の振興をめざすライフイノベーションの取組を推進する必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：成長産業育成・業態転換の促進

脱炭素社会の実現に向けて、より効率的・効果的にCO₂排出量を削減していくとともに、生産性向上により事業継続力や競争力を高めていく必要があります。このため、本県ものづくり企業が、電化への対応、新たな領域への挑戦、業態転換、事業再構築、多角化、デジタル化の推進等に前向きに取り組めるよう、本県の優位性・強みを生かしながら、積極的に支援を行い、新たな産業や雇用の創出につなげていきます。

■ 基本事業2：経営基盤の強化・人材育成の推進

自動車関連産業、電子部品・電気機械産業、航空宇宙産業をはじめとする本県ものづくり企業が、社会経済情勢の変化に的確に対応し、事業継続力と競争力を高めるとともに、他分野・新業種への展開をしていくことが求められています。また、陶磁器をはじめとする伝統的なものづくり産業においても、工法・製法を守りつつ、加工技術や新製品の開発を進め、新たな事業展開を図る必要があります。このため、工業研究所が行ってきたきめ細かな技術支援に加え、共同研究等の産学官連携の推進や、知的財産の取得・利活用等の支援を行い、県内企業の新製品開発、技術的課題の解決、技術力の向上、技術人材の育成等を進めていきます。

■ 基本事業3：四日市コンビナートの競争力強化

新エネルギーの利活用、脱炭素社会に貢献する素材供給等、新たな産業の創出、石油精製から樹脂製品を製造する設備や供給網が整備されたコンビナートの特性を生かしたカーボンリサイクルやサーキュラーエコノミー（循環経済）の推進について、四日市市やコンビナート企業等と連携しながら、研究開発成果の活用・事業化など四日市コンビナートの競争力強化に向けた取組を進めていきます。

■ 基本事業4：新エネルギーの導入促進

地方から安全で安心なエネルギーの確保に貢献するため、地域との共生が図られるよう、新エネルギーの導入を促進していきます。また、地域課題の解決に向けた新エネルギーの活用によるまちづくりや、環境・エネルギー関連産業の育成と集積を図るため、エネルギー関連技術の研究開発を支援します。加えて、県民の皆さんや事業者に対してエネルギーに関する啓発等を行います。

■ 基本事業5：ライフイノベーションの推進

産学官民連携を推進し、企業・研究機関等のヘルスケア分野への参入促進や医療機関・福祉施設等における実証等をとおして、ものづくり技術・ICT等を活用した製品・サービス・技術の研究開発、市場開拓等を支援することにより、ヘルスケア産業の振興に取り組みます。

政策7 産業振興
主担当部局：雇用経済部

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
県内ものづくり企業の新たな製品開発や事業化等につながった件数(累計)	11 件	66 件	県内ものづくり企業が県の技術支援や共同研究等を通じて、新たな製品開発や事業化等につながった件数
四日市コンビナートの競争力強化に向けて産学官が連携して取り組んだ件数(累計)	4 件	8 件	四日市コンビナートの競争力強化に向けて創出される、産学官連携の枠組みの数
新エネルギーの導入量(累計)	76.4万世帯 (2年)	※79.2万世帯 (7年)	県内に導入された新エネルギーによって家庭で消費されるエネルギーを賄つたと仮定した場合の世帯数

※記載の数値は現行の新エネルギービジョンにおける数値であり、改定後(令和4(2022)年度末)に数値を変更します。

施策7-4 国際展開の推進

施策の目標

(めざす姿)

県内の中小企業・小規模企業の輸出拡大や海外の生産拠点の設置が進むとともに、海外での展示会・商談会への積極的な参加や、越境 EC(電子商取引)の活用に向けた取組が進んでいます。また、県が行う国際交流によって相手国・地域との関係を維持・強化するとともに、国際的な視野を持ち地域で活躍できる人材育成が進んでいます。

(課題の概要)

海外市場を獲得できていない県内の中小企業・小規模企業においては、国内市場の縮小により事業規模の維持が困難になる企業の増加が懸念されます。また、大都市圏に比べて海外展開する企業や国際交流の機会が少ない県内では、国際的な視野を広げたい県内の若者が県外へ流出するなど定着せず、県内企業の国際展開や地域の国際化に資する人材が不足するおそれがあります。

現状と課題

- 人口減少の進展に伴い国内市場の縮小が懸念される反面、海外市場の規模は拡大が予測されていることから、企業の国際展開は喫緊の課題となっています。
- 一方で、ウクライナ危機によって国際ビジネス環境は不透明な状況となっており、県内企業への影響が懸念されます。
- グローバル化の進展に伴い、人・モノ・カネ・情報等がますますボーダレスに行き来する時代が到来しています。県内企業の国際展開や地域の国際化に資するため、三重県の未来を担う若者を、国際的な視野を持ち、地域で活躍するグローカル人材として育成する必要があるものの、県民の海外渡航者数や 10 万人あたりの県内留学生数が全国平均を下回っており、また、大都市圏に比べて国際交流の機会が限られた状況にあります。
- 環境面をはじめ地球規模での問題が数多く発生し、SDGsといった課題に向けた取組に対する機運が高まっている中、相手国・地域とさまざまな課題を共有し、国際協力に取り組むことで、双方の発展に寄与することが求められています。

取組方向

■ 基本事業1：中小企業の海外ビジネス展開の促進

日本貿易振興機構(ジェトロ)や金融機関など関係機関と連携し、県内中小企業・小規模企業の海外ビジネス展開を促進します。そのため、海外政府機関や自治体等とのネットワークを広げるとともに、知事トップセールスを含む海外ミッションにより、県産品や観光資源のPRを取り組みます。また、海外企業との商談会や展示会、越境EC(電子商取引)等への県内中小企業・小規模企業の参加を促進します。加えて、海外企業と商取引する際のコミュニケーションや、外国人目線での商品プロモーションなど県内中小企業・小規模企業が抱える海外ビジネスの課題解決に取り組みます。

■ 基本事業2：国際交流の推進

友好・姉妹提携先であるブラジル・サンパウロ州、中国・河南省、スペイン・バレンシア州、パラオ共和国や、太平洋島しょ国をはじめとする三重県とつながりのある外国政府、各大使館、外務省、国際的な活動を行う団体等とのさまざまな分野での交流や国際協力を通じて、相手国・地域との関係強化につなげます。また、県が有する国際的なネットワークを通じた交流の機会を活用し、高校生や大学生を対象とした連続講座の開催やオンライン交流等を実施することにより、グローカル人材の育成を進めます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
県が国際展開の支援・関与を行った県内中小企業数(累計)	—	100社	本県の施策を通じて、国際展開に取り組んだ県内中小企業・小規模企業の数
国際的な視野を持つ若者の育成に取り組んだ件数(累計)	—	75件	本県がこれまで構築してきた国際的なネットワーク等を活用して、国際的な視野を持つ若者の育成に取り組んだ件数

施策8-1 若者の就労支援・県内定着促進

施策の目標

(めざす姿)

地域が一体となって若者の人材確保や育成に取り組む機運が醸成され、就職支援協定締結大学と連携した県内企業への情報発信やインターンシップ、就職説明会の開催など、若者に対して企業の情報発信や魅力を感じる機会の提供が進むことで、県内で働きたいという意欲のある若者が増加し、県内企業への就労、定着につながっています。

また、中小企業の生産性向上や競争力強化を図るために、産業・就業構造の変化やデジタル化の進展に対応し、企業や地域のニーズに合ったスキルを身につけた若年人材が育成・確保されています。

(課題の概要)

進学や就職を契機に若者の転出超過が続いていること、県内中小企業・小規模企業では労働力不足が懸念されています。

また、デジタル化の進展や産業構造の変化が加速している中、労働市場のニーズに対応したスキルを身に着けた人材が不足し、中小企業の生産性向上や競争力強化に支障が生じるおそれがあります。

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化が加速する中で、若者・子育て世代が転出超過の大部分を占めており、県内中小企業・小規模企業では労働力不足が深刻化しています。本県の令和3年における転出超過数 3,480 人の約9割が 15 歳～29 歳の若者であり、特に、女性については、仕事と育児の両立を支援する企業等の支援制度や職場環境の整備が進んでいる都市部に流出する傾向があります。また、県内の高等学校を卒業した大学進学者が県内大学へ入学した割合は約2割にとどまり、県内高等教育機関の卒業生が県内企業に就職した割合も5割に満たない状況で、就職支援協定締結大学の三重県出身卒業生の県内への就職率も3割程度となっています。
- 県内企業での就職などを希望する県外大学の学生に対し、県内企業の情報が十分に伝わっていない状況であるため、地域で働く魅力などの情報発信等について商工団体など地域の各主体が一体となって取り組むなど、地域を挙げた採用活動や人材育成の取組を支援する必要があります。
- 労働力不足を解消するためには、新規学卒者に加え、離職者、転職希望者等の幅広い人材が県内企業へ就職・定着するとともに、無業者などの潜在的な労働力を活かしていく取組が重要です。また、IoTやロボット技術など成長・基幹産業に対応する人材や、生産性向上・競争力の強化等を図る企業ニーズに対応する人材を育成するため、若者の職業能力の開発に取り組む必要があります。
- 令和8(2026)年度には、18 歳人口の減少に伴い、県内の高等学校を卒業した大学進学者数は、令和3(2021)年度の 7,864 人より 500 人程度減少し、それに伴い県内大学への進学者数も減少すると見込まれ、県内に定着する若者がますます減少することが危惧されます。地域の活力を維持するため、県内で学び、働き、将来の地域社会を担う学生の増加を図る必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：若者等の就労支援

若者の安定した就労・県内定着に向け、その支援拠点である「おしごと広場みえ」を中心として、総合的な就労支援サービスを提供するとともに、就職支援協定締結大学や経済団体等と連携した県内企業の情報発信や、県内企業へのインターンシップ、合同企業説明会の開催などにより、U・Iターン就職を促進します。また、若者の就労意向や男女による就職決定の意識の違いをふまえ、誰もが安心して働く職場環境づくりに取り組む県内企業の情報発信を行うなど、きめ細かな就労支援を行います。さらに、県内高校生の保護者に対してアプローチするなど、大学進学後の情報提供にも取り組みます。加えて、県内外の学生やU・Iターン就職を検討している求職者等を対象として、インターンシップに参加した若者や県内企業等のSNSなどオンライン上のコミュニティ等を活用しながら、県内企業の情報や地域で働く魅力を発信するとともに、地域を挙げた採用活動や人材育成の推進に取り組みます。

■ 基本事業2：人材の育成・確保支援

若者をはじめとした多様な人材の育成・確保、さらには企業が行う生産性向上や新たな事業展開に資する人材の確保などを支援し、地域の産業政策と一体となった雇用機会の創出、拡大に取り組みます。また、津高等技術学校において、成長が見込まれるIT分野や求人ニーズが高いものづくり分野への就労を目指したコースなど、職業訓練として地域産業の担い手となる人材を育成するとともに、技能検定等の円滑な実施や、民間の職業能力開発校への支援を行うことにより、企業や労働者のスキル・キャリアアップの機会を確保します。加えて、産業構造の変化に伴い必要とされる労働者の能力開発への支援について検討を進めます。

■ 基本事業3：高等教育機関との連携等による若者の県内定着の促進

奨学金を借り受けている大学生等が卒業後に「過疎地域などの指定地域への居住等」または「県内での居住および県内産業への就業」を行った場合、奨学金返還額の一部を助成するほか、高等教育機関と連携しながら若者の県内定着を促進します。

KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合	43.5% (2年)	50.0%	県内高等教育機関の新卒就職者および県外の就職支援協定締結大学の新卒就職者(三重県出身者に限る)のうち、県内企業等へ就職した人の割合
「おしごと広場みえ」新規登録者で就職した人のうち、県内就職した人の割合	62.6%	66.6%	「おしごと広場みえ」に新規登録し、就労支援や情報提供等のサービスを受け就職した人のうち、県内企業等へ就職した人の割合
職業訓練を実施する津高等技術学校への入校者数および受講者数(年間)	516名	590名	職業能力向上のために施設内訓練や在職者訓練を実施する津高等技術学校への入校者数および受講者数(年間)

施策8-2 多様で柔軟な働き方の推進

施策の目標

(めざす姿)

働く意欲のある全ての人が、やりがいを持っていきいきと働くことができる社会にするため、県内企業における労働環境の整備や、テレワークなど多様で柔軟な勤務形態の導入が進んでいます。

女性や高齢者、外国人などの多様な人材が自らの適性や能力に応じた職業を選択できるよう、安心して就労できる職場環境づくりが進むとともに、必要なスキルアップや労働相談などの支援が行き届いています。

障がい者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、障がい者雇用に対する企業や県民の理解が深まり、働く意欲のある障がい者が希望に応じて柔軟に働くことのできる職場環境づくりが進んでいます。

(課題の概要)

社会全体で働きやすい労働環境の整備や多様で柔軟な働き方を選択できる勤務形態の導入が求められています。

また、女性や高齢者、外国人等においては、正規雇用など安定した雇用関係を構築できるよう、安心して働き続けられる職場環境づくりが求められています。

さらに、障がい者においては、希望に応じて働くことのできるよう、企業や県民の理解促進および多様で柔軟な働き方の推進に取り組む必要があります。

現状と課題

- 働く意欲のある全ての人が、いきいきと働くことができるよう、社会全体で働きやすい労働環境の整備を促進するとともに、テレワークなど多様で柔軟な働き方が選択できる勤務形態の導入に取り組み、企業の人材確保・定着支援や生産性向上につなげていく必要があります。
- 女性や高齢者、外国人、就職氷河期世代など、多様な人材が能力を発揮することができるよう、地域の中で活躍し安心して働き続けられる職場環境づくりに関係機関と連携して取り組む必要があります。また、雇用のセーフティネットとして、雇用に対する労働相談や離職者の早期就職に向けた職業訓練などを充実させることができます。
- 民間企業における障がい者の法定雇用率を達成できない企業が依然として多いことから、障がい者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、障がい者雇用の拡大と企業や県民の理解促進に取り組むとともに、働く意欲のある全ての障がい者が自らの能力や適性を生かし、希望に応じて働くことのできるよう、多様で柔軟な働き方を推進していく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：多様な働き方の推進

働く意欲のある全ての人が、やりがいや生きがいを持って自らの希望をかなえ、いきいきと働くことができる労働環境の整備が進むよう、テレワークなどの多様で柔軟な働き方の導入や継続の支援などに取り組み、企業の人材確保・定着支援や生産性の向上につなげていきます。

■ 基本事業2：多様な人材の就労支援

就労に対する支援が必要な女性や高齢者、外国人、就職氷河期世代などが自らの適性や能力を生かし希望する職につけるよう、知識の習得やスキルアップ等を支援するため、セミナーや研修会を開催するとともに、就労に向けてマッチングの場等を提供します。また、雇用のセーフティネットとして、離職者に対する職業訓練や労働者等に対する労働相談窓口の設置など早期再就職や職場定着に向けた支援を行います。

■ 基本事業3：障がい者の雇用支援

障がい者雇用の拡大や、障がい者雇用に対する企業・県民の理解促進のため、関係機関と連携し、地域の企業等における職業訓練の実施や、企業等を通じた障がい者からの聴き取りによる職場定着支援、ステップアップカフェなどの取組を行います。また、障がい者が自分に合った働き方を選択し、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、テレワークや短時間就労など障がい者のニーズに応じた多様で柔軟な働き方について県内企業への普及に努めます。

KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	86.1%	92.1%	「三重県内労働条件等実態調査」における調査対象事業所のうち、「多様な就労形態を導入している」と回答した県内事業所の割合
就職支援セミナー等を受講した求職者や企業の満足度	89.4%	94.4%	県が実施するセミナーや相談会に参加した求職者(女性や高齢者、外国人、就職氷河期世代等)および企業のうち、県の取組が就職活動や職場環境整備に役立ったとする割合
民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合	56.9%	63.6%	毎年6月1日現在の県内民間企業(県内に本社がある43.5人以上規模の企業)における障がい者の法定雇用率達成企業の割合

施策 10-1 社会におけるDXの推進

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんや県内事業者等のDXに取り組もうとする機運が醸成されており、デジタルに関する知識やスキルを有した人材が増え、産業や暮らしなどさまざまな分野においてDXの取組が進んでいます。

また、革新的な技術やサービスの社会実装が進み、社会課題や地域課題の解決が図られています。

(課題の概要)

デジタル化が進展する一方で、デジタル化の恩恵を受けられない人々が取り残される懸念があります。

また、県内事業者においては、DX人材が不足することにより、経営効率化が進まないことが懸念されます。

さらに、本県が抱える地域課題や社会課題に対し、革新的な技術やサービスを活用していくなければ、県民生活の質の向上や維持が困難になることが懸念されます。

現状と課題

- 誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会の実現に向けては、デジタル化に不安感のある人びとに寄り添いながら、県民の皆さんや県内事業者等にデジタル社会がもたらす価値を理解してもらう必要があります。また、県内事業者においては、DXを推進する人材や、デジタル技術・データ活用に関する知識やスキルを有した人材が不足しており、こうした人材を育成する必要があります。
- デジタル技術は急速に進展しており、さまざまな分野でデジタル技術の活用が進んでいくことが想定されます。また、生産年齢人口の減少や、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、人びとの働き方も変化しています。このような社会の変化に伴う課題に対して、革新的な技術やサービスを活用した先進的な取組を行うスタートアップ(創業・第二創業)を支援することによって、多様な働く場の創出や地域活性化につなげていく必要があります。
- 国においては、令和4(2022)年度のドローンの有人地帯での目視外飛行(レベル4)実現をめざすとともに、「空飛ぶクルマ」については、令和6(2024)年より「物の移動」から「人の移動」へと実用化拡大をめざしています。令和7(2025)年の大阪・関西万博での実用化に向けた取組も加速する中、法制度の改正等の動きも注視しながら、三重県での事業化を実現するための取組を推進していく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：さまざまな主体が取り組むDXの支援

県民の皆さんや県内事業者等がDXに取り組んでいただける機運を醸成するとともに、DXを牽引する専門家や企業と連携した相談支援等をとおして、各主体によるDXの取組を促進します。また、デジタルデバイド（情報格差）の解消に向けて、国や市町等と連携した取組を行います。さらに、産官学で連携し、DXの推進に向けた意識啓発を行うとともに、DX人材の育成支援に取り組みます。

■ 基本事業2：革新的な技術やサービスを活用した新事業の創出

スタートアップの自律的・継続的な創出や育成をめざして、ビジネスを生み出すネットワーク・場づくりなどに取り組みます。また、事業者による革新的な技術やサービスを活用した社会実装の支援に取り組みます。さらに、先端技術に関する情報収集や活用に向けた取組の支援等に取り組みます。

■ 基本事業3：空の移動革命の促進

県が抱える交通や観光、防災、生活等のさまざまな地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上と新たなビジネスの創出を図るため、ドローン物流や「空飛ぶクルマ」の実証実験の誘致や社会実装の支援を行うとともに、地域受容性の向上に向けた機運醸成や環境整備に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
DXに取り組む県民の皆さんや県内事業者等への支援に対する貢献度	90.0%	90.0%以上	県が実施した支援に対して相談者等が「役に立った」「やや役に立った」と回答した割合
DXや革新的な技術・サービスを活用した先進的な取組を行う事業者等への支援件数(累計)	26 件	91件	DXや革新的な技術・サービスを活用した取組をめざす事業者等に対して、情報提供やマッチング、事業計画への助言等の支援を行った件数

施策 12-1 人権が尊重される社会づくり

施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

(課題の概要)

感染症や性的指向・性自認、国籍等に起因する人権侵害などの顕在化してきた人権課題や、多様化・複雑化する人権問題への解決に向けた対応が求められています。

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別の発生により、人権に対する県民の皆さんのがん心は大きく高まっています。また、性の多様性やインターネット上の人権侵害等が新たに人権課題としてより強く認識され、その対応が求められています。このため、さまざまな人権問題について理解を深め、自分自身の課題としてとらえ、具体的な行動につながるような取組を促進する必要があります。
- 人権をめぐる社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化を的確にとらえ、一人ひとりの子どもが人権に関する理解を深め、人権感覚を養い、自他の人権を守るために実践行動ができる力を身につけられるよう、全ての教育の中で人権教育を行っていく必要があります。
- 人びとの人権意識の高まりや新たな人権課題の顕在化等に伴い、人権相談の内容も多様化、複雑化していることから、個々の相談機関の相談員の資質向上とともに、相談機関相互が連携し、専門性を生かしながら対応する体制づくりが求められています。また、SNS等インターネット上における誹謗・中傷や差別的な書き込み等については、早期対応(早期発見・削除要請)とともに未然防止のための取組が必要です。

取組方向

■ 基本事業1：人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

さまざまな手段、媒体や機会を通じて、県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図るとともに、人権問題の解決が自分自身の問題としてとらえられるよう、効果的な人権啓発に取り組みます。人権が尊重される社会を実現するため、住民組織、NPO・団体、企業等さまざまな主体が連携する人権まちづくりの取組の推進とともに、地域の人権啓発を担う人材育成にも取り組みます。

■ 基本事業2：人権教育の推進

学校・家庭・地域が連携し、教育活動全体を通じて人権教育が行われるよう、人権教育カリキュラムの活用とその改善を促進し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。また、人権学習指導資料等を活用し、人権課題についての正しい知識を身につけ、その解決を自分の課題としてとらえ行動できる力を育む教育に取り組み、新型コロナワクチンの接種に関しても一人ひとりの事情や思いを尊重する態度を育みます。

■ 基本事業3：人権擁護の推進

人権に関わる相談機関の相談員等を対象とした研修等を実施し、資質向上を図るとともに、相談機関のネットワークを充実し、相談窓口相互の連携を強化します。また、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえ、県の相談体制の充実を図るとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制づくりに取り組みます。

インターネット上の人権侵害に的確に対応するため、ネットモニタリングを実施し、差別的な書き込み等の早期発見、関係機関と連携した削除要請に取り組むとともに、不適切な書き込みを未然に防止するため、SNS等を活用し、ネットリテラシーに関する啓発を行います。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和3年度の目標値	項目の説明
県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数	39,312 人	46,000 人	県が開催する各種の人権イベント・講座等へ参加した人数と人権センター利用者数の合計
学校における人権教育を通じて、人権を守るために行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	86.9%	100%	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合
人権に係る相談体制の充実に向けた取組	相談体制の確保	相談体制の充実	「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえた相談体制の充実(多様化・複雑化する相談への対応等)に向けた取組

施策 12-3 多文化共生の推進

施策の目標

(めざす姿)

外国人住民が安全で安心して生活でき、多様な文化的背景の人びとが、対等な関係のもとで互いの文化の違いを認め合う地域社会づくりに向け、さまざまな主体間のネットワークが強化され、外国人住民への情報提供や相談対応が充実することで、外国人住民が抱える生活、就労、教育等の課題の解決が図られています。

(課題の概要)

国による外国人労働者の受入れ拡大により、外国人住民の定住化や多国籍化が進むため、新たに、さまざまな生活場面における円滑なコミュニケーションの実現に向けた支援や更多的な多言語への対応等が求められています。

現状と課題

- 県内の外国人住民数は、53,042人(令和3(2021)年末)で、県内総人口の2.97%を占め、全国的にも高い割合です。外国人住民は言葉の壁や文化の違いなどから、地域でのコミュニケーションが図りづらく、地域社会への参画が進んでいない状況です。外国人住民を孤立させることなく、地域社会の一員として受け入れられるよう、引き続き、国際交流協会、NPO、経済団体、市町等のさまざまな主体と連携して、多文化共生の推進に取り組む必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の収束後は、国による外国人労働者の受入れ拡大により、外国人住民の定住化や多国籍化が進み、さまざまな生活場面において新たな課題や支援ニーズが発生します。外国人住民の不安を軽減し、地域社会の一員として安心して暮らすことができるよう、関係者とのネットワークを強化するなど、引き続き、環境整備に取り組む必要があります。
- 県内には日本語学習を希望する外国人住民が多く存在しますが、日本語教室の空白地域があるなど、学習を希望する人が日本語教育を受けられない状況や実施体制、運営基盤等に課題を抱える日本語教室もあります。日本語学習を希望する外国人住民の学習機会を確保するため、日本語教育に関する課題と今後の方向性について各主体と意識を共有し、県内の日本語教育体制の整備を推進する必要があります。

政策 12 人権・ダイバーシティ
主担当部局：環境生活部

取組方向

■ 基本事業1：多文化共生社会づくりへの参画促進

多文化共生の推進に向けて、国際交流協会、NPO、経済団体、市町等の各主体が情報共有や意見交換を行い、災害等の緊急時においても外国人住民をサポートできるよう、各主体間のネットワークづくりを促進するとともに、日本人住民と外国人住民が互いの文化の違いや多様性を学びあう機会の提供に取り組みます。

■ 基本事業2：外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

外国人住民が安心して暮らすことができるよう、さまざまな主体と連携して、行政生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に取り組みます。また、「生活者としての外国人」が日本語学習に容易にアクセスできるよう、さまざまな主体と連携して日本語教育の体制づくりに取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数(累計)	9団体	137団体	令和4年度に構築する「情報交換・情報伝達プラットフォーム」(仮称)を活用し、多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数(累計)
外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組	相談窓口の確保	相談窓口の充実	みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)における外国人住民の相談窓口の充実(相談員の資質向上などによる複雑化、高度化すると想定される相談への対応等)に向けた取組

施策 14-1 未来の基礎となる力の育成

施策の目標

(めざす姿)

子どもたち誰もが、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を育み、これから時代を生きていくための基礎となる力を身につけています。

(課題の概要)

これからの変化の激しい時代を豊かに生きていくためには、未来の基礎となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけることが一層重要であり、これらを一体的・調和的に育むことが必要です。

現状と課題

- 「確かな学力」の定着には、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、価値観や考え方の異なる他者と協働した学びなどを進める必要があります。学校外での学習時間が全国と比べて低い状況にある中、一人ひとりの定着状況に応じたきめ細かな指導を支援するとともに、ICT の効果的な活用などにより、全ての子どもたちが学習内容を理解し、学ぶ楽しさを実感できる取組を進める必要があります。また、学習習慣・生活習慣の確立のため、学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。
- 命が大切にされない事件や深刻ないじめなどが生じており、子どもたち一人ひとりの自己肯定感を高めるとともに、互いの多様性を認め合う心や、他者を思いやり尊重する心の育成、規範意識やよりよい人間関係を築く力を一層育む必要があります。学校は、現実の交流の中で関係を築き、支え合い成長し合う場として重要な役割を担っていることがコロナ禍で再認識されました。よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことや読書活動の充実、さまざまな制約の中で工夫した体験活動の実施などが大切です。
- ICT 機器の効果的な活用により海外との交流など多様な考え方や価値観にふれることが容易になる一方、インターネットの長時間利用や、自覚がないまま自分好みの情報にのみ接してしまうようになることがあります。また、SNS などインターネット上で行われるいじめの件数は年々増加し、その内容も複雑化しており、学習端末の普及が進む中で、子どもたちの情報モラルや情報リテラシーを育んでいくことが大切です。
- 室内遊びの増加や新型コロナウイルス感染症の影響等により、子どもたちの一週間あたりの総運動時間が減少しており、日常生活の中で運動する機会を確保し、体力の向上を図ることが大切です。部活動は、専門的な指導の充実と教員の負担軽減を図っていく必要があり、地域人材の活用や地域スポーツ団体との連携など、子どもたちにとって望ましい活動となるよう取組を進める必要があります。また、人生100年時代において、健康寿命が大切にされる中、生涯にわたって心身の健康を自ら管理できるよう、健康や食に関する教育を進める必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：確かな学力の育成

「確かな学力」を確実に身につけるため、一人ひとりが何を学びどのような力を習得したかの学習成果を確認しつつ、学習習慣・生活習慣を継続的に把握し、改善を進めます。少人数教育、学習支援スタッフ等の地域人材や学習端末の活用などによるきめ細かな指導体制のもと、つまずきを解消し、学ぶ意欲を高めるとともに、子どもたちの習熟の状況等をふまえた個別最適な学びを進めます。主体的に学習に取り組み、基礎的・基本的な知識・技能を土台に子ども同士で協働して学んだり、地域の大人の支援を得たりしながら、深い学びを実践する教育を進めます。

■ 基本事業2：豊かな心の育成

子どもたちが自己肯定感や規範意識を高め、いじめや暴力を許さず、互いを思いやり、認め合ってよりよい人間関係を築く力や、自他の命を大切にする心を育めるよう、道徳教育や人権教育、さまざまな体験活動を推進します。また、インターネットやSNS等を適切に利用し、有効な活用ができるよう、情報モラル、情報リテラシーを育むデジタル・シティズンシップ教育に取り組みます。

子どもたちが本を身近なものと感じ、能動的に読書を楽しむことができるよう、公立図書館と学校図書館の活用、家庭読書の推進、読書活動推進関係者の情報共有・意見交換の場の提供、リーフレットによる読書活動の啓発など、多様な取組を進めます。

子どもたちの豊かな感性や情操等を育むため、全国高等学校総合文化祭等への生徒の派遣や作品の出展など、発表や交流を進めることを通じて文化芸術活動を推進します。

■ 基本事業3：健やかな身体の育成

楽しさを味わいながら体を動かし、運動が好きになり、積極的に運動やスポーツに親しむことを通じて、体力の向上が図られるよう、ICT の活用も含めた魅力ある体育の授業の実施や「1学校1運動」の取組を進めます。部活動は、部活動指導員等の地域人材の配置や、地域スポーツ団体と連携した休日における部活動の地域移行など、持続可能な部活動となる取組を進めます。また、人生100年時代に、生涯にわたり健康で充実した生活を送っていくよう、家庭や地域と連携して、望ましい生活習慣の確立、子どもたちの健康課題に対応した健康教育の推進、栄養や食事のとり方・食料の大切さなどを学ぶ食育を推進します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合	小学生 78.2% 中学生 83.9%	小学生 81.7% 中学生 87.4%	「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」という質問に對して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合
自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 76.0% 中学生 77.5%	小学生 80.0% 中学生 80.0%	「自分には、よいところがあると思う」という質問に對して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合
運動する時間自ら確保している子どもたちの割合	小学生 38.0% 中学生 77.2%	小学生 44.1% 中学生 78.2%	「学校の体育・保健体育の授業以外で、運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツを合計で1日およそどれくらいしていますか」という質問に對して、1週間の総運動時間が7時間以上と答えた公立小中学生の割合

施策 14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちが、変化が激しく予測困難なこれからの社会において、変化をしなやかに前向きに受け止めて、失敗をおそれず挑戦する心や生涯をとおして学びに向かう姿勢、社会の一員としての自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

(課題の概要)

超スマート社会や社会・経済のグローバル化などが進み、求められる資質・能力も変化する中、子どもたちがそれぞれの未来を創造し、社会の担い手となる力を育む教育を進める必要があります。

現状と課題

- 超スマート社会や社会・経済のグローバル化、新型コロナウイルス感染症など、社会が加速度的に変化し予測困難な中にあって、これからの時代を生きる子どもたちに求められる資質・能力も変化しています。子どもたちが社会の変化にしなやかで前向きに対応し、それぞれの未来を創造し、社会の担い手となる力を育む教育を一層推進することが必要です。
- 人生100年時代を豊かに生きていくには、生涯をとおして学びに向かう姿勢を身につけ、自己の能力を高め、働くことや地域・社会の活動につなげていくことが大切です。このため、自律した学習者として、今学んでいることと将来とのつながりを見通したり、振り返ったりしながら、自分の生き方や進路を主体的に考え、行動する力や人間関係を築く力を身につけ、社会的・職業的に自立できるよう、キャリア教育をより充実させて進めることが重要です。
- グローバル化が進展し、国際的な課題が地域にも複雑に影響を及ぼしています。SDGsの目標実現や脱炭素の取組が進められる中、これからの社会を担う子どもたちが、地球規模の課題を自らの問題として主体的にとらえ、身近なところから取り組み、異文化への理解を深め、多様性を尊重する態度を養うとともに、国際社会や地域で持続可能な社会の一員として、行動できる態度や力を身につける必要があります。
- 選挙権年齢や成年年齢が18歳に引き下げられたことをふまえ、発達段階に応じて早い段階から、主権者の一人としての自覚を深め、主体的に社会を形成していくとする態度を育むとともに、社会の一員として行動する自立した消費者を育成する消費者教育を進めていく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：キャリア教育の推進

社会的・職業的自立に必要となる能力や態度を育むため、県立学校では各学校で策定するキャリア教育プログラムに基づき、教育活動全体をとおした体系的なキャリア教育を進めます。学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、多様な選択肢の中から進路を決定する力や人間関係を築く力を身につけられるよう、職場体験やインターンシップ、地域の職業人との交流、大学と連携した専門的な学びの機会の拡充など、関係機関等の協力を得て、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

■ 基本事業2：グローカル教育の推進

異なる文化や多様な価値観を持つ人びとと互いに尊重し合いながら協働していく力を身につけ、世界にあっても地域にあっても活躍できるよう、身近な地域や地球規模の課題をテーマとした学習やディスカッション、オンラインも含めた海外との交流、郷土教育、地域の特色や産業を題材とした学習を推進します。

■ 基本事業3：新たな価値を創り出す力の育成

他者との協働を通じて現実の問題を解決に導く力やチャレンジ精神、創造性、AIやビッグデータ等の先端技術を活用する力、人間ならではの感性や論理的・科学的に思考・吟味し活用する力など、これからの中でも必要となる力を育むため、多様な考え方を持つ仲間との学びや個々の教科を基礎とした教科横断的な学びを行うSTEAM教育、プログラミング教育などを進めます。社会人講師による授業や民間の先端技術を活用した授業等により実社会とつながった学びを推進するとともに、高い専門性を備えた人材を育成します。

■ 基本事業4：主体的に社会を形成していく力の育成

社会の形成者としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し、主体的に行動する力を育むため、「公共」の授業での学習をはじめとした教育活動全体を通じて主権者教育を進めるとともに、消費生活に関する正しい知識の習得および消費行動についての理解の促進に向けた消費者教育を推進します。

政策 14 教育
主担当部局：教育委員会

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	小学生 92.7% 中学生 93.5% 高校生 73.1%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 83.1%	「目標の達成をめざして、学習や活動ができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合
学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている高校生の割合	—	高校生 100%	地域・社会・企業・大学等が実施する取組や活動、インターンシップ等への参加を通じて、将来の進路について考えることにつなげている県立高校生の割合
国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの人数	中学生 684人 高校生 203人	中学生 1,600人 高校生 300人	国際的視野を広げ、多様な価値観を理解したり、論理的・科学的思考力、探究心を育むために県が実施する取組に参加した子どもたちの人数
困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合	高校生 78.8%	高校生 83.8%	「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合
地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	高校生 67.7%	高校生 79.7%	「社会の一員として権利行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合

施策 14-3 特別支援教育の推進

施策の目標

(めざす姿)

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに交流することで、理解し、尊重しあいながら生きていく態度を身につけています。

(課題の概要)

特別な支援を必要とする子どもたちは引き続き増加が見込まれており、連続性のある学びの場と早期からの一貫した指導・支援の充実が求められています。また、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけるとともに、ICT や先端技術の活用によって、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画の機会を増やすことが求められています。

現状と課題

- 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちは増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応え、自立と社会参画に必要な力を身につけられるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場と、早期からの一貫した指導・支援を充実させる必要があります。
- 特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍していることから、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につける必要があります。
- ICTや先端技術が飛躍的に進展する中、障がいのある子どもたちを支えるコミュニケーションツール、情報ツール、学びのツールとして活用することにより、生活や学びの内容が大きく変わる可能性があり、在宅での就労や、これまででは就労が難しかった業種、事業所への就労の可能性も広がることが期待され、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画の機会が増し、そのために必要な力も変化することが考えられます。これに対応した、キャリア教育や知識・技能の習得、指導法の開発や就労先の開拓が必要となります。
- 共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに理解を深め尊重し合いながら生活していく態度を育むことが大切です。
- 特別支援学校の中には老朽化や狭隘化などへの対応が必要なところがあり、計画的な整備を進めていく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進

障がいのある子どもの就学先となる学校や学びの場を適切に選択することができるよう、本人・保護者に丁寧に情報を提供したり、相談に対応したりするなど、市町教育委員会と連携した就学支援を行います。

幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、「パーソナルファイル」を活用して必要な支援情報の引継ぎを進め、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づいて、きめ細かな指導・支援を充実します。

特別な支援を必要とする子どもたちが、通常の学級で安心して学習することができるよう、授業のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、通級による指導を担当する教職員の専門性の向上に取り組みます。

小中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする子どもたちが安全に学習することができるよう、看護師に対して研修会や事例検討会等への参加を働きかけます。

各教科や職業体験等をとおして、障がいの特性に応じた学習活動を進めるとともに、障がいの状態や個々の教育的ニーズに応じて、ICTを効果的に活用して新しい時代に活躍できる技能や力を育成します。

■ 基本事業2：特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

特別支援学校において、一人ひとりの状況に合ったキャリア教育を発達段階に応じて進めるとともに、地域生活への円滑な移行への支援を行います。特別支援学校高等部では、自分に合った職場を見つけ働くための早期からの職場実習や農福連携など職域の拡大に取り組みます。また、従来の事業所に通勤・通所する形態に加え、ICTを活用した在宅就労など新しい働き方や技能に対応した就労先の開拓、就労支援に取り組むとともに、関係機関と連携した定着支援を進めます。

特別支援学校において、医療的ケアを必要とする子どもたちが安全に学びを継続できるよう、医療的ケア担当者への研修やガイドラインに沿った医療的ケアの実施などに取り組みます。また、病気の子どもたちに対して、ICTを活用して、個々の状況に応じた教育環境を整え、適切な指導・支援を行うとともに、訪問教育とICTを組み合わせた指導により学習機会を充実します。

特別支援学校のセンター的機能として、発達障がい支援に係る専門性の高いアドバイザー養成研修を修了した特別支援学校のコーディネーター等が、地域の小中学校等への支援を行います。

障がいの有無に関わらず、子どもたちが共に理解し、尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれるよう、地域の学校との交流や共同学習を継続して進めます。

特別支援学校に在籍する子どもたちの増加や施設の老朽化等に対応するため、計画的に整備を進めるとともに、より居住地に近い特別支援学校に通学できるよう通学区域を見直します。

政策 14 教育
主担当部局：教育委員会

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100%	100%	一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率(就労継続支援A型事業所を除く)
特別支援学校における交流および共同学習の実施回数	524回	1,000回	県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数
通級指導教室による指導担当教職員の専門性向上を図る年間を通じた研修を受講した教職員の数(累計)	0人	150 人	通級指導教室による指導を担当する教職員の専門性の向上を図るために、大学と連携して、年に12回以上の研修を受講した教職員の数

施策 14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

(課題の概要)

子どもたちが安心して過ごせるよう、学校における道徳教育や人権教育、家庭や地域と協力した取組、「三重県いじめ防止条例」に基づく社会総がかりの取組を一層進めていく必要があります。また、学校では子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めるとともに、いじめの認知や対応を迅速かつ適切に行っていく必要があります。

現状と課題

- いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。このため、平成 25(2013)年施行の「いじめ防止対策推進法」や、平成 30(2018)年施行の「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめをなくすための取組を進めてきました。学校では道徳教育や人権教育を中心に、児童生徒がいじめに対する理解を深め、いじめの防止に向け主体的に行動できるよう取り組んできましたが、多くの児童生徒がいじめの当事者となる状況が続いていることから、子どもたちがいじめについて正しく認識し、行動の変化につながるような心に響く取組を進めていく必要があります。
- 三重県のいじめの認知件数は年々増加していますが、児童生徒 1,000 人あたりの認知件数では全国平均を大きく下回る状況が続いています。子どもたちをいじめから守るためにには、子どもたちが相談しやすい環境づくりや、教職員など子どもに関わる大人がいじめに対する理解を深め、「行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とするいじめ防止対策推進法の定義に基づいた認知を進めていく必要があります。
- いじめへの対応については、子どもたちの兆候や相談を適切に受け止めることや重大事態への対処などに課題があり、いじめ防止対策推進法や国のガイドラインに則った対応をあらためて徹底する必要があります。また、インターネット上で行われるいじめの認知件数が年々増加し、内容も複雑化して発見しにくいものも増えており、インターネット上の誹謗中傷や人権侵害から子どもたちを守る取組や、子どもたちがインターネットを適切に利用できるようにするための取組を進めていく必要があります。
- 三重県における児童生徒の暴力行為の発生件数は減少傾向にありますが、依然として多くの暴力行為が発生しています。自分の気持ちや感情をうまく伝えられず、感情を抑えられずに暴力行為に及ぶことが多く、特に小学校での発生件数が高止まりしていることから、早い段階からの指導の充実と、校種を越えて一人ひとりの気持ちや思いを受け止めた丁寧な関わりを続けていくことが必要です。
- 子どもたちの行動の背景には、本人のストレスや悩み、家庭など環境に課題がある場合があり、教職員による関わりに加え、心理や福祉等の専門人材による教育相談体制を十分に整え、それぞれの抱える背景や課題に寄り添った指導や支援を行っていく必要があります。また、学校だけでは解決が困難な事案が増加しており、児童相談所や警察等の関係機関と連携して対応することが必要です。

取組方向

■ 基本事業1：いじめをなくす取組の推進

道徳教育や人権教育をはじめ学校の教育活動全体を通じていじめをなくすための取組を進めます。各小中学校で、子どもたちが自分自身のこととして考え、議論していく道徳教育を推進し、いじめはいけないと理解するだけでなく、自分はどうすべきか、自分に何ができるのかを判断し行動に結びつけていくことができる力を育てます。各学校の授業がより効果的なものとなるよう、校長と道徳教育推進教師を対象とした研修会を実施するとともに、道徳教育アドバイザーの指導・助言のもと、道徳科の授業改善を図ります。また、弁護士等の外部人材による出前授業、ピンクシャツ運動や児童会・生徒会活動などいじめ防止強化月間等における児童生徒の主体的な活動の促進により、傍観者とならず、いじめ防止に向けて具体的に行動できる力を育みます。加えて、いじめ防止応援ソーターの取組や、いじめ防止の情報を集約したポータルサイトによる県民の皆さんへの情報発信により、社会総がかりでいじめをなくす取組を進めます。

■ 基本事業2：いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

いじめを広く認知するため、児童生徒が学習端末等でいつでも学校にいじめを伝えられるようにするとともに、家庭と協力して子どもたちの変化や兆候を把握するための気づきリストを作成して保護者に配付するなど、子どもたちがいじめを訴えやすい環境づくりを進めます。また、ネットパトロールの実施等により、インターネット上の誹謗中傷や人権侵害を早期発見し、子どもたちを守る取組を進めます。教職員による見守りや定期的な面談に加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを拡充して学校内の教育相談体制を一層充実するとともに、専門的な相談ができる「いじめ電話相談」や、子どもたちが気軽に相談できる「子どもSNS相談みえ」など学校外での相談も実施し、受け付けた相談に対し臨床心理士、社会福祉士等による支援を行います。

■ 基本事業3：いじめに対する迅速・確実な対応の推進

いじめについては、学校がいじめを発見または情報を得たその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組むことを原則とするとともに、重大事態については、いじめ防止対策推進法や国のガイドライン、三重県いじめ対策審議会の答申内容に即して対応します。また、学校におけるいじめの内容や発生日、認知日、その後の対応などをデジタル化し、学校、市町教育委員会、県教育委員会が隨時共有して迅速・確実な対応を確保するとともに、いじめの内容と対応を蓄積することで、新たないじめ事案への的確な対応につなげます。いじめの被害を受けた児童生徒には、その態様に応じスクールカウンセラーによる心のケアを行うとともに、スクールソーシャルワーカーが被害・加害側の児童生徒を取り巻く環境を検証し、いじめの問題の解決に向けて支援します。

■ 基本事業4：教職員の資質向上と支援体制の充実

教職員のいじめへの対応力を高めるため、具体的なケースに基づいて、いじめの構造やいじめの当事者となっている子どもたちへの対応やその留意点、いじめを生まない学級づくりなどについて学ぶ研修を実施します。各県立学校の校務にいじめ対策担当を位置づけるとともに、いじめ対策に知見を有するいじめ対策アドバイザーを県立学校に派遣して、学校で発生しているいじめの事例検討や、効果的な対応に向けた助言などの支援を行います。また、いじめや暴力行為への対応にあたる教職員への心理・福祉・法律の専門的な見地からの助言、子どもたちの不安やストレスを低減するための心の授業の実施など、専門人材を効果的に活用した支援体制の充実に取り組みます。暴力行為については、警察官経験者、教員経験者等からなる生徒指導特別指導員を各学校に派遣し、暴力行為の防止、被害者支援に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合	—	100%	「いじめについて見聞きしたとき、いじめをなくしようと自分にできることを考え行動していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	小学生 95.9% 中学生 97.5% 高校生 92.4%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%	「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合
いじめの認知件数に対して解消したものの割合	94.9% (2年度)	100%	当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件を満たすものの割合

施策 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進

施策の目標

(めざす姿)

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

(課題の概要)

不登校の要因や背景は複雑化・多様化し、人数も増加傾向にあるとともに、外国人児童生徒についても今後も増加し、居住地域の広がりも見込まれ、社会的自立につながる支援が重要になっています。また、通学時における子どもたちの安全確保や、非常時における学びの継続が求められています。

現状と課題

- 小中学校や高等学校の不登校児童生徒は増加傾向にあり、不登校の要因や背景は、複雑化・多様化しています。子どもたちが安心して学ぶことができる学校づくりとともに、将来の社会的自立に向け、多様な学びや交流の場の整備、ICTを活用した学習支援、保護者も対象とした相談体制の整備等を進め、子どもたち一人ひとりの状況に応じた適切な支援を推進していく必要があります。また、高校段階で不登校や中途退学などにより学校との関わりが希薄な状態となる子どもたちへの社会的自立につながる支援が重要になっています。
- 外国人児童生徒は、今後も増加することが予測され、国籍の多様化や多言語化が進んでいるとともに、居住地域も広がってきています。関係機関と連携して、子どもたちの就学を促進するとともに、地域や学齢に関わらず、外国人児童生徒が初期段階の適応支援、学習支援が受けられる機会の確保が必要となっています。また、将来、地域社会をともに築いていくよう、特に高校段階での学びを継続し、希望する進路を実現していくための支援を充実させていく必要があります。
- 通学時に子どもたちが巻き込まれる痛ましい事故や事件が依然として発生しています。関係機関と連携して、通学路等の安全確保に向けた取組を進めるとともに、子どもたちの安全を守る人材の育成に取り組み、地域社会全体で子どもたちを見守る体制づくりを進める必要があります。
- 災害時や感染症拡大等の非常時においても、新型コロナウイルス感染症対策の経験を生かし、子どもたちが安全・安心を確保しながら、学びを継続していくことができるよう、取り組んでいく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：不登校の状況にある児童生徒への支援

不登校の状況にある児童生徒の気持ちが大切にされ、将来の社会的自立に向け、社会性や自立心を育んでいくよう取り組むとともに、「絆づくり」「居場所づくり」による魅力ある学校づくりを進めます。また、教職員の資質向上や不登校対応事例データベースの活用等により、一人ひとりの状況に応じた早期からの適切な支援に取り組むとともに、小中学生を対象とした市町の教育支援センターや高校生を対象として設置に向けた実証研究を進める県立の教育支援センターにおいて、多様な学びや活動を進めます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用した相談体制の充実や保護者を対象とした相談会の実施、アウトーチ型の支援を進めるとともに、福祉等の関係機関と連携して、高校卒業後も見据えた支援を推進します。

■ 基本事業2：外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

外国人児童生徒が社会的に自立する力を身につけられるよう、指導体制の充実に加え、就学促進や日本語指導、適応指導に係る支援を進めます。また、多言語によるガイドブックの活用や日本語・日本の文化を学ぶ機会を通じて、日本の教育制度や職業についての理解を深め、高等学校での学びを継続し、進学や就職など希望する進路を実現できるよう支援します。

外国人も含め、義務教育未修了者等への義務教育段階の学びについて、そのニーズをふまえ、学習機会の確保に取り組みます。

■ 基本事業3：子どもたちの安全・安心の確保

子どもたちが安全に登下校できるよう、「通学路交通安全プログラム」や「登下校防犯プラン」に基づく通学路の合同点検や安全対策を関係機関と連携・協働して実施するとともに、子どもたちの安全を守る地域人材の育成に向けた研修支援を進め、地域社会全体で子どもたちを見守る体制づくりに取り組みます。加えて、交通安全および防犯対策の指導者を養成するため、教職員対象の校種別の講習会を行い、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めます。

感染症の拡大等の中であっても円滑に教育活動を実施し、子どもたちが安心して学習できるよう、授業や行事へのICTの活用や、教職員の業務支援を行う人材の配置等に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合	小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度)	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	公立小中学校および県立高等学校の不登校児童生徒のうち、校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談等をした児童生徒の割合
日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合	小学校 78.8% 中学校 74.6% 高等学校 52.6%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	日本語を用いた授業を受けられるようになることをめざし、子どもの日本語習得の状況に応じた教育を計画的に行っている公立小中高等学校の割合
通学路の安全対策が実施された箇所の割合	95.1%	100%	「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全点検により把握した、学校および教育委員会が安全対策を行うべき箇所のうち、対策済みの箇所の割合

施策 14-6 学びを支える教育環境の整備

施策の目標

(めざす姿)

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

(課題の概要)

子どもたちの豊かな学びを実現していくため、地域と協働した学習や学校の活性化、教職員の資質向上と働き方改革の推進、ICTの活用、学校施設の整備など、教育環境を整える必要があります。

現状と課題

- 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、教育課題が複雑化・多様化する中で、学校・家庭・地域の関係者が、地域の教育を支える当事者として目標や課題を共有し、協働して、子どもたちの豊かな学びの実現に取り組む必要があります。
- 地元の皆さんの協力を得ながら、地域の産業や文化などを題材に、地域の活性化や課題解決に取り組む協働的な学習が進んでいます。一方、少子化による学校の小規模化が進行しており、活力ある教育活動が維持しにくくなっている状況があります。
- 学習指導要領の全面実施や学習端末を活用した授業等、子どもたちの学ぶ内容や学び方が変わりつつあります。これらの状況をふまえ、教職員は子ども一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支援する役割を果たすことができるよう、学校教育を取り巻く環境だけでなく社会の変化を的確にとらえ、教職生活全体を通じて新しい知識や技能を学び続ける必要があります。また、その実現に向け、管理職はマネジメント力を高めていく必要があります。
- 教職員の長時間労働が課題となる中、教職員が子どもたちのための質の高い授業づくりや自身の資質向上に取り組む時間を確保するとともに、日々の生活の質を豊かにすることで、その人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を行うことのできる環境を実現する必要があります。
- 1人1台端末環境を日常的に活用し、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、学校教育におけるさまざまな課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要です。また、端末の更新時期を迎えることから、整備された環境の維持・充実を図る必要があります。
- 県立学校施設は、建築から長期間経過している校舎が多いことから計画的に老朽化対策を進める必要があります。また、子どもたちが安全に安心して快適に学べるよう、設備面での機能強化や誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいた改修を進めるとともに、省エネルギーなど環境に配慮した施設整備を進める必要があります。
- 個性豊かで多様な教育が推進されるよう、私立学校への経常的経費等の補助を行う必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：地域との協働と学校の活性化の推進

保護者や地域の皆さんが学校運営に参画し、一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクールの取組を推進します。高等学校については、普通科の特色化・魅力化に向けた学科の新設を検討するとともに、各地域の県立高等学校の学びと配置のあり方を地域の実情に応じて検討します。

■ 基本事業2：教職員の資質向上と働き方改革の推進

学習指導要領をふまえた授業改善や児童生徒の力を引き出す指導力、さまざまな教育課題に対応できる専門的指導力を育成する研修や、管理職のマネジメント力を高める研修を、教職員同士の学び合いや演習を取り入れ、経験年数や職種に応じて実施します。

教員養成を担う大学と連携しながら、教員を志す学生が、教職の魅力ややりがいを感じることができるとともに、教員としての成長を実感できる機会を設けます。

また、学校における働き方改革を着実に進めるため、専門人材・地域人材を活用した教職員の業務負担の軽減、ICTを活用した業務効率化、学校および教職員の業務の見直し、土・日曜日における部活動の段階的な地域移行等の部活動改革などの取組を総合的に推進します。

■ 基本事業3：ICTを活用した教育の推進

1人1台端末、デジタル教科書や電子黒板等を活用し、子どもたちが興味・関心を持って取り組める学校内外の学び、子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学び、多様な他者と学び合う協働的な学び、時間や距離などの制約にとらわれない遠隔授業や講座受講等、学校の枠を越えた学びの推進など、学校生活や日常生活のデジタル化をベースとした学びを推進するとともに、そのために必要なICT環境の整備に取り組みます。

■ 基本事業4：学校施設の整備

「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に老朽化対策やトイレの洋式化に取り組みます。また、空調設備の整備・更新や施設のバリアフリー化、地球温暖化対策のための省エネルギー化や木質化を推進し、安全・安心で快適な学校施設の整備を進めます。小中学校でも必要な整備が進められるよう、市町への情報共有や助言を行います。

■ 基本事業5：私学教育の振興

私立学校に対して、経常的経費等への補助を行うとともに、学校訪問等において、学校が抱える課題等に効果的な助言等を行うことにより、個性豊かで多様な教育の推進および健全な学校運営の支援に取り組みます。

政策 14 教育
主担当部局：教育委員会

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合	小学校 71.6% 中学校 56.4%	小学校 100% 中学校 100%	地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合
研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合	49.2%	60.0%	「研修とその後の教育実践により自らのライフステージに応じた資質・能力を高めることができましたか」の質問に対して、「できた」と回答した教職員の割合
リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合	小学校 51.8% 中学校 53.6% 県立学校 47.0% (2年度)	小学校 57.0% 中学校 59.0% 県立学校 52.0%	「組織マネジメント研修の成果を反映させ、課題の改善に向け組織的に取り組むことができましたか」の質問に対して、最も肯定的な選択肢である「よく取り組んでいる」と回答した公立小中学校および県立学校の割合
1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合	—	67%	学校における働き方改革の取組により、1人あたりの時間外労働の年間平均時間が前年度より削減された公立小中学校および県立学校の割合
1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合	77.9%	100%	児童生徒が ICT を活用して、互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように指導する能力に関する問い合わせに対して、肯定的に回答した教職員の割合
新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数	90 件	115 件	持続可能な学校運営の実現等に向け、私立中学校・高等学校が実施する特色ある教育・学校運営の取組数

施策 15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり

施策の目標

(めざす姿)

生まれ育った環境に関わらず、子どもが権利の主体として尊重され、豊かに育つことができるように、企業や団体等のさまざまな主体による支援の拡大や、子どもの居場所の確保が進んでいます。また、ひとり親家庭や経済的に困窮している子育て家庭、ヤングケアラー、発達に課題を抱える子どもなど、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、地域における支援体制の構築が進んでいます。

(課題の概要)

少子化の進展や核家族化、地域社会でのつながりの希薄化などにより、年代の異なる子どもの交流や地域の大人と関わる機会など、子どもの豊かな育ちに重要となる多様な体験機会が減少しています。

また、保護者の経済的困難により子どもの学習機会や体験機会等が確保されず、夢や希望を諦めてしまうことに加え、貧困が連鎖してしまう状況となっています。さらに、子どもを取り巻く環境が変化する中、新たに顕在化する、いわゆるヤングケアラーのような支援を必要とする子どもへの対応が求められます。

現状と課題

- 少子化の進展や核家族化、地域コミュニティの機能低下等により、年代の異なる子ども同士のふれあいや、地域の大人との関わりが少なくなり、子どもの頃に多様な体験をする機会が減少しています。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの体験機会が失われたことは、今後の子どもの育ちに影響を与えることが懸念されます。こうした状況もふまえて、子どもたちが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組む必要があります。
- 家庭形態が多様化し、地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭が社会から孤立し、子育てに悩む保護者が増えることが懸念されます。また、男性の育児休業等に関する制度整備が進み、取得率も上昇傾向にあるものの、依然として女性が家事・育児に関わる時間数は男性を大きく上回っており、引き続き、男性の育児参画の推進に取り組む必要があります。
- 生まれ育った環境に関わらず、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備するため、保護者の経済的困難に起因する子どもの貧困について、ひとり親家庭への支援や貧困の連鎖を解消する取組が必要です。また、ヤングケアラーなどの課題に対応する必要があります。
- 発達障がいやその支援の必要性に対する認識が高まり、今後も発達支援へのニーズが増加すると想定されることから、診療体制の充実とともに、途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町との連携を強化する必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：子どもの育ちを支える地域社会づくり

地域のさまざまな主体が子ども・子育て支援に関わる機会を創出し、多様な体験や交流機会の提供をはじめとした子どもの育ちを支える活動につなげます。また、デジタル技術の進展等の環境の変化に伴う子どもの健全な育ちを阻害する要因から子どもを守る取組を進め、社会全体で子どもの豊かな育ちを支える地域づくりを進めます。

■ 基本事業2：家庭教育応援と男性の育児参画の推進

家庭教育応援の充実に向けて、支援が必要な家庭ほど支援が届きにくいという実態をふまえ、家庭により身近な市町において、実情に応じた取組が進められるよう必要な支援を行います。また、男性が育児休業等を取得しやすい環境づくりを進めるため、企業や市町と連携し、パートナーとともにを行う育児が大切であるという考え方の普及啓発に取り組み、育児を行う喜びが広まるよう機運醸成を図ります。

■ 基本事業3：子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困の連鎖解消に向けて、地域コミュニティや子ども食堂等の子どもの居場所、子育てサポートを行う団体や企業等と連携し、身近な地域での学習支援や体験機会の創出等に取り組むとともに、活動の担い手の掘り起こしや、活動を支える仕組みづくりに取り組みます。また、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の学校への派遣や、高校生等奨学給付金の支給などの経済的支援を行うとともに、ひとり親家庭への就労支援等に取り組みます。さらに、ヤングケアラーへの効果的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

■ 基本事業4：発達支援が必要な子どもへの支援

子どもの発達支援の充実に向けて、子ども心身発達医療センターを拠点として、専門性の高い医療、福祉サービスを提供するとともに、地域での支援体制を強化するため、市町における専門人材の育成や、発達障がいの診療が可能な小児科医等の確保、地域の医療機関や療育機関等との連携強化に取り組みます。また、保育所・幼稚園・小学校等における「CLMと個別の指導計画」を活用した早期支援の充実を図り、途切れのない発達支援体制を構築します。

KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数(累計)	153 企業・団体	200 企業・団体	県が関わって実施される子どもの体験機会の提供や世代間交流、事業への協賛(資金的、人的支援等)など、子どもの育ちや子育て家庭を支援する活動に参加した企業・団体数
子どもの居場所数	78 か所	150 か所	子ども食堂やフードパンtriesなど、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数
地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数(累計)	127 人	377 人	地域の医療機関に対して、子ども心身発達医療センターが行う発達障がいに関する連続講座の受講者数

施策 15-2 幼児教育・保育の充実

施策の目標

(めざす姿)

保育士等の処遇改善や離職防止などの取組が進んだことにより、保育士不足がなくなり、待機児童が解消されています。また、病児保育や一時預かりなど、地域で多様な子育て支援が提供されるとともに、保育従事者の研修等により、幼児教育・保育の質が向上し、子どもたちがより豊かに育つ環境づくりが進んでいます。

(課題の概要)

子どもの数は減少するものの、女性就業率の上昇などにより、一定の保育ニーズはあるため、保護者の就労状況に応じた育児サービスと多様な子育て支援が必要となります。地域の保育ニーズに対応し、幼児教育・保育を充実させるためには、支援を行う保育士等の人材確保と資質向上が必要です。

現状と課題

- 少子化の進展により、乳幼児数は減少しますが、女性就業率の上昇等により、0～2歳の低年齢児の保育ニーズが高まると考えられます。労働力人口の減少で、保育士等の確保がより困難になると見込まれることから、待機児童の解消やより良い保育の提供、地域の子育て支援の充実に必要となる保育士の養成、確保に向けた取組を一層推進していく必要があります。
- 幼児教育・保育は、子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人格形成の基礎を培うもので極めて重要であり、公私・施設類型を問わず幼児教育・保育の質の向上が図られるよう保育従事者等の専門性の向上が必要です。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を指針として、保育所・幼稚園等と小学校との連携・接続を一層充実していくことが必要です。
- 保育所・認定こども園・幼稚園や放課後児童クラブ等の統廃合が進むと見込まれるため、地域の実情に応じて子育て支援を行う体制の維持・整備が必要です。また、地域の子育て支援が、利用できる育児サービスの「量」の拡充から、保育士等の充実した配置や専門的な育成支援等による「質」の向上を重視することとなるため、子どもの豊かな育ちに向けて、幼児教育・保育や児童の健全育成に係る支援の質の向上を推進する必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：幼児教育・保育サービスの充実

保育士等の確保に向けて、保育士を養成する取組や処遇改善、離職防止に向けた取組への支援を行うとともに、保育職場の魅力発信を行います。また、保育の質の確保・向上に向けて、保育士のキャリアアップにつながる研修等を行います。さらに、低年齢児保育の充実、病児保育、一時預かりなど、保護者の多様な働き方に合わせた保育を提供できるよう、先進的な取組も参考にしながら、市町の支援を行います。

幼児教育の充実に向けては、三重県幼児教育センターを核とした保育者の資質・能力の向上や、幼児教育スーパーバイザー等の派遣による幼児教育に関わる人材の専門性の向上に取り組むとともに、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用し、小学校への円滑な接続のためのカリキュラムを編成して、その実践事例の普及等を進めます。

■ 基本事業2：放課後児童対策の推進

地域の実情やニーズに応じた子育て支援を充実させるため、児童が放課後を安全に過ごすための居場所となる放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営を支援するとともに、放課後児童支援員の確保に向けて、処遇改善や資質向上等に取り組みます。また、子育て支援に必要な知識や技術等を習得するための研修を行い、地域での子育て支援の担い手となる子育て支援員を養成します。

KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
保育所等の待機児童数	50人	0人	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数
県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数(累計)	8,221人	14,000人	県が実施するキャリアアップ研修(7分野)で各研修分野を修了した保育士等の数
放課後児童クラブの待機児童数	28人	0人	5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数

施策 15-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進

施策の目標

(めざす姿)

虐待から子どものかけがえのない命や尊厳を守るために、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が広がり、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進んでいます。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、子ども家庭支援の充実や里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進み、施設入所中から退所後まで切れ目のない自立に向けて支援を受けることができています。

(課題の概要)

児童虐待に関する相談内容は多様化・複雑化しており、面前DV等の心理的虐待や子育ての悩みなどの相談が増加すると想定され、それらが身体的虐待や重篤な事案につながらないような対応が必要となっています。

現状と課題

- 児童虐待相談対応件数は緩やかな増加傾向となっており、近年では面前DV等の心理的虐待が増えています。子どもの安全を最優先に、適切な一時保護の実施や見守り体制の強化に取り組むため、児童相談所の人員確保や市町における体制の充実や強化、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携を一層進める必要があります。
- 子どもの家庭養育優先の原則に基づき、里親委託等や児童養護施設等における小規模化、地域分散化を進めるとともに、ケニアーズの高い子どもに対応する必要があります。あわせて、子どもの権利擁護に配慮した取組を強化する必要があります。
- 児童養護施設等で暮らす子どもには、社会経験の乏しさや自己肯定感の低さなどが見受けられ、就職後の早期離職率が高くなっています。また、退所後時間が経つほど、児童養護施設等との連絡頻度が減少する傾向にあります。そのため、施設退所児童等の自立に向けて、施設入所中から退所後における切れ目のない支援体制の構築・強化を進める必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：児童虐待対応力の強化

児童虐待の対応にAI技術等を活用し、子どもの安全を最優先に考えた迅速な対応を進めます。また、児童福祉司、児童心理司などの専門職の増員や人材育成に取り組むとともに、子どもに関するSNS相談への対応など、児童相談の体制を強化します。

地域での児童虐待の未然防止や早期発見・対応のため、要保護児童対策地域協議会における調整機能を強化し、子育て支援機関との一層の連携を図るとともに、こども家庭センターの整備や人材育成など、市町の体制強化を支援します。

■ 基本事業2：社会的養育の推進

社会的養護において、里親支援等を包括的に実施するフォースタリング機関を整備し、里親委託を推進するとともに、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域小規模児童養護施設の整備を進めます。また、ケアニーズの高い子どもが児童養護施設等において専門的なケアを受け、安心して生活できるよう、施設の高機能化や多機能化を支援します。

子どもの権利擁護について、第三者機関などを活用し、子どもの意見表明を保障する仕組みづくりに取り組みます。また、児童養護施設等を退所する児童の円滑な社会的自立に向けた支援に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
児童虐待により死亡した児童数	0人	0人	児童相談所が把握している児童虐待により死亡した児童の数
乳児院・児童養護施設の多機能化等の事業数(累計)	13 事業	18 事業	乳児院・児童養護施設が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フォースタリング機関等の事業数
児童養護施設退所児童等の退所3年後の就労率	56% (2年度)	68%	児童養護施設退所後、里親委託解除後3年を経過して就労している児童の割合

施策 16-1 文化と生涯学習の振興

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんのが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるように、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

(課題の概要)

人口減少・高齢化等に伴い、文化芸術を担い継承する人材が不足し、地域における文化の衰退が懸念されています。また、「人生100年時代」の到来を見据え、県民の皆さんのが生涯を通じて、学びたい時に学べる環境づくりへのニーズが高まっており、その充実が求められています。

現状と課題

- 人口減少・高齢化等に伴い、文化芸術を担い継承する人材が不足し、地域における文化の衰退が懸念されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等により、文化芸術活動が停滞している状況にあります。社会情勢の変化をふまえつつ、人材育成や誰もが文化芸術活動にふれ親しむ環境づくりなど、文化振興施策の取組を進める必要があります。
- 少子高齢化、過疎化の進行等により、特色ある歴史や風土に育まれた多くの有形・無形の文化財の維持管理や伝統的な祭りや民俗行事の継承が困難になってきています。令和2(2020)年度に策定した「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、市町における地域計画の作成を促進し、地域総がかりで文化財を保存・活用・継承していく必要があります。
- 「人生100年時代」の到来を見据え、誰もが学びたい時に学び、学びを通じて成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められます。自らの生涯学習の成果を、日常生活の向上や地域の課題解決等につなげができるよう、生涯を通じた学習機会の充実が必要です。
- 社会教育関係団体やNPO等のさまざまな主体が連携して地域の教育力の向上を図るとともに、地域の社会教育施設が地域の課題や多様な学習ニーズに対応していくよう支援していく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

次代に続く人材の育成に取り組むとともに、調査研究を進め、三重の持つ多様で豊かな自然や歴史・文化を体験する展覧会や魅力的な公演を開催することにより、国籍や年齢、障がない有無に関わらず全ての県民の皆さんのが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供していきます。また、観光やまちづくりなどさまざまな分野と連携することにより生み出される新たな価値を活用しながら、社会情勢の変化に対応した文化振興施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

■ 基本事業2：文化財の保存・活用・継承

歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、指定等保存措置を講じるなど保護を図ります。また、伝統的な祭りや民俗行事を含む地域の文化財について、地域住民等と市町を通じて連携し、その保存・活用・継承を進めるため、市町による文化財保存活用地域計画の作成を積極的に支援します。県民の皆さんのが文化財への理解を深め、学校教育などの学習に活用できるよう、文化財についてSNS等の活用による情報発信や公開講座等の取組を進めます。

■ 基本事業3：学びとその成果を生かす場の充実

県民の皆さんのが主体的な学びが促進されるよう、連携・協働できる県域のネットワークづくりや地域における活動の支援を行います。また、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流を通じて、ライフステージやライフスタイルに応じた魅力的な講座やセミナー等の学習機会を提供するとともに、生涯学習に係る情報発信や学びの成果を発表する場を充実します。

■ 基本事業4：社会教育の推進と地域の教育力の向上

社会教育関係者の研修・交流の場を設けるとともに、情報交換・情報共有をとおして、相互のつながりを形成する機会を提供し、社会教育関係者の育成と関係団体や関係者相互のネットワークの強化に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	71.6%	76.6%	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合
県立文化施設の利用者数	70.5万人	140万人	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数
文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数	67件	92件	関係団体や市町等とともに文化財の保存・活用・継承に向け取り組んだ件数